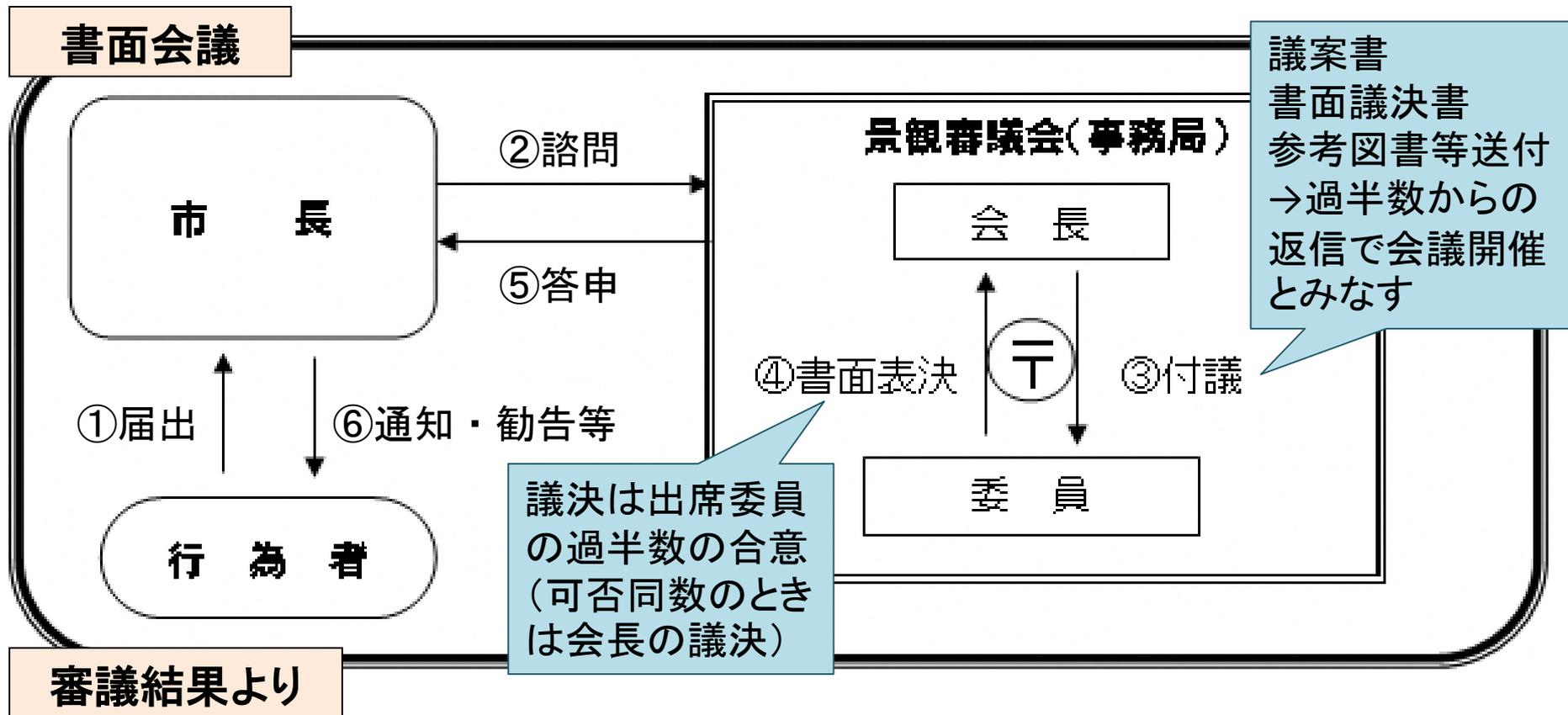


《報告1》

書面会議の実施結果について

(景観影響調査に対する意見)

書面会議の運用



- ・対象案件について、**市と会長で事前に協議**し、会長の判断で委員を招集するか書面会議かを決定する。
- ・次の各号全部に該当するものを、書面議決の対象とする。
 - (1) 議事内容が良好な景観形成の根幹に関わるような重要なものでないこと。
 - (2) 書面により議案の内容が明確に理解できること。
 - (3) 30日以内に採決を必要とする事項であること。
 - (4) **従前に審議したものと同様の案件であること。**
- ・書面会議の内容は次回の審議会にて報告する。
- ・書面表決は一議案毎に、**賛成、反対または判断保留**を明らかにするように実施する。

景観影響調査案件(1) 株式会社ソフトバンク

1 対象行為の場所

草津市南山田町1523-4

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の新築

(携帯電話用無線基地局の新設)

3 対象行為の規模等について

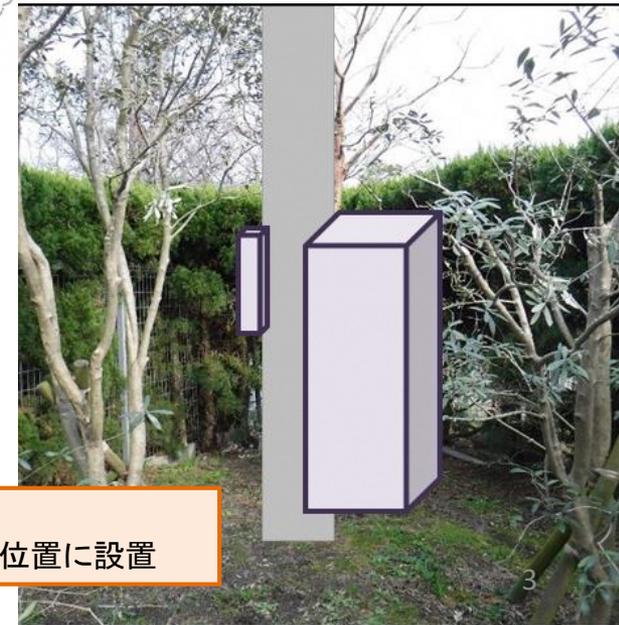
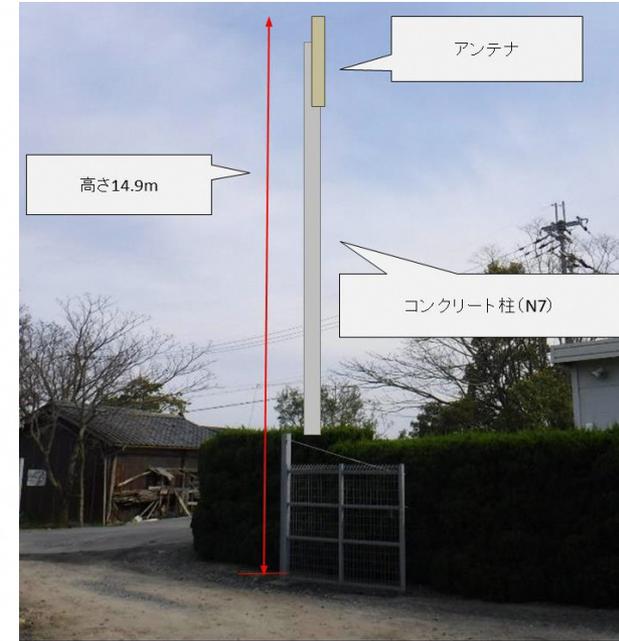
(1) 最後部の高さ 14.90m

(2) 行為の概要

コンクリート柱1基、アンテナ・附帯設備一式の設置

アンテナ取り付け金具の塗装の色彩は既存の柱と同色

(N7ライトグレー)



機器収容箱(アイボリー)
植栽により、周囲からは見えない位置に設置

書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。

(令和2年8月25日発送⇒回答期限令和9月4日)

期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する主な意見

- ・①従来のものより高さも低く、位置も湖岸から離れていること、②設置課箇所が既存の建造物と近接していないため、景観としての異物感が少ないことを踏まえて問題ないと考える
- ・公共性を考えると必要な施設で、かつ景観影響は少ないと判断する



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(2) 株式会社KDDI

1 対象行為の場所

草津市矢橋町1197-8

2 対象行為の種類

工作物の新築

(携帯電話用無線基地局の設置)

3 対象行為の規模等について

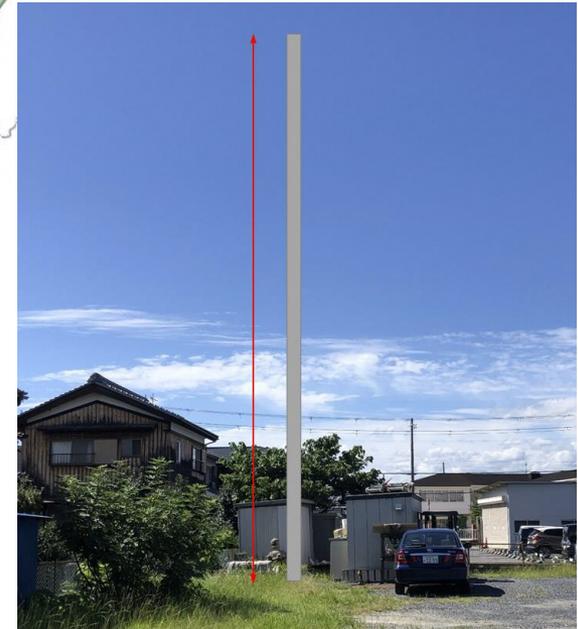
(1) 最高部の高さ 25.0m

(2) 行為の概要

コンクリート柱1基、
アンテナ・附帯設備一式の設置
アンテナ取り付け金具の塗装の
色彩は既存の柱と同色
(N6グレー)



高さ: 地上25.0m
コンクリート製柱
登頂部にアンテナ
地上部に機器収容箱装柱



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(10月7日発送⇒回答期限10月16日)
期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する主な意見

- ・田園ゾーンであるが、集落の中に設置されるもので、高さは13mを超えているものの、太さ等の規模からみて田園風景に著しく害するものではないと判断する。
- ・この種の基地局は既に多くのものが設置され、それを認めてきた経緯からこの事例も同様に扱うべきものと判断する。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。

景観影響調査案件(3) 株式会社NTTドコモ

1 対象行為の場所

草津市矢橋町2070-1

田園ゾーン

2 対象行為の種類

工作物の改築
(携帯電話用無線
アンテナの設置)

3 対象行為の規模等について

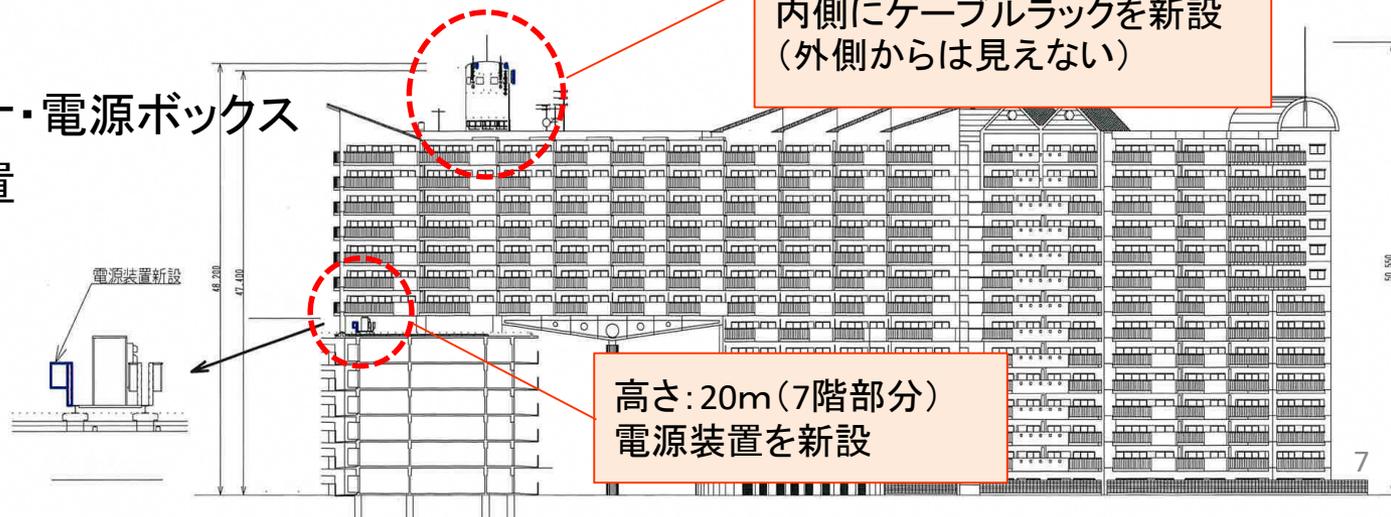
(1) 最高部の高さ 48.20m

(2) 行為の概要

既存建物へのアンテナ・電源ボックス
・ケーブルラックの設置



高さ: 48.20m(屋上)
外側にアンテナを新設
内側にケーブルラックを新設
(外側からは見えない)



書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(10月29日発送⇒回答期限11月9日)
期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する主な意見

景観の観点からは問題ないと考えますが、設置する建築物が違法であるかは確認が必要と考えます。

本建築物は平成8年7月31日に建築確認が提出されており、景観法(平成16年施行)、草津市景観条例(平成24年施行)以前の建築である。したがって既存不適格物件であり、違法性を問わない。また、建築課に確認したところ、違法性はないとのこと。



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。 8

書面会議の結果について

書面会議の実施

資料一式および書面表決書を委員に郵送。(5月21日発送⇒回答期限6月2日)

期日内に委員15名全員からの回答があったため会議が開催されたものとし、委員全員が会議に出席したものとする。

書面会議の結果

表決	賛成	反対	判断保留	合計
票数	15	0	0	15

◆議事に関する意見

・従来ある物への増設であり、影響は少ないと考える

・①公益上必要と認められること

②増設位置が基準の高さ程度であること

上記により、景観影響は無いものと判断出来る為、賛成する



草津市景観計画上、支障なく当該行為を行えるものとする。